

経済産業省

20200608保局第2号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年6月26日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
等の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323保局第5号）及び特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323保局第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323 保局第5号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<p>認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について</p> <p>制定 20180323 保局第5号 平成30年 3月30日 改正 <u>20200608 保局第2号 令和 2年 6月26日</u></p>	<p>認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について</p> <p>制定 20180323 保局第5号 平成30年 3月30日</p>
<p>3. 認定の申請手続き</p> <p>認定の申請に係る手続きについては、以下に従うものとする。なお、<u>一般則第79条第3項、液石則第77条第3項及びコンビ則第34条第3項に規定する休止施設についても、申請対象に含めることができるものとする。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 認定申請者は、現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、次に掲げる資料（認定完成検査実施者の認定申請者にあつては①、認定保安検査実施者の認定申請者にあつては②）を（1）又は（2）に定める書類に添えて提出するものとする。</u></p> <p><u>① 完成検査のための組織に係る一般則別表第4、液石則別表第4、コンビ則別表第5若しくは別表第6又は冷凍則別表第3及び認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（以下「告示」という。）の完成検査に係る認定の各基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料</u></p> <p><u>② 保安検査のための組織に係る一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4及び告示の保安検査に係る認定の各基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料</u></p>	<p>3. 認定の申請手続き</p> <p>認定の申請に係る手続きについては、以下に従うものとする。なお、<u>一般則第79条第2項、液石則第77条第2項及びコンビ則第34条第2項に規定する休止施設についても、申請対象に含めることができるものとする。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>4. 検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 委員会は、書類審査及び現地審査を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。<u>ただし、現地審査については、図面、写真及び映像その他必要な資料の確認をもって代えることができる。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 経済産業大臣は、認定の可否の結果について、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事、高圧ガス保安協会会長並びに申請者に通知するものとする。<u>現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を行った場合にあっては、その旨を併せて通知するものとする。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p>	<p>4. 検査</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 委員会は、書類審査及び現地審査を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 経済産業大臣は、認定の可否の結果について、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事、高圧ガス保安協会会長並びに申請者に通知するものとする。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>[新設]</p>
<p><u>4の2. 現地確認</u></p> <p><u>(1) 委員会は、現地審査に代わり図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った場合は、原則として</u></p>	

認定を行った後3ヶ月以内に現地確認を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により、3ヶ月以内の実施が難しい場合は、この限りでない。

(2) (1)の現地確認は、現地審査に代わり図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った事項について行うものとする。

5. 認定の方法

(1)・(2) [略]

(3) 施設の追加

- ① 1. から4の2. までの規定は、一般則第92条、液石則第90条、コンビ則第47条、冷凍則第53条の規定により、自ら検査を行う製造施設又は貯蔵施設を追加する場合に準用する。この場合、4.(5)の検査のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限るものとする。

②・③ [略]

5. 認定の方法

(1)・(2) [略]

(3) 施設の追加

- ① 1. から4. までの規定は、一般則第92条、液石則第90条、コンビ則第47条、冷凍則第53条の規定により、自ら検査を行う製造施設又は貯蔵施設を追加する場合に準用する。この場合、4.(5)の検査のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限るものとする。

②・③ [略]